

# 事故を防ぐために

- ① ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも大人が追いつけない速度になります。坂道では絶対に使用させないようにしましょう

ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走した場合、傾斜によっては短い距離でも一般の自転車と同程度の速度に達することがわかりました。大人が立ち会っていても追いつけないことが予想されます。坂道では絶対に滑走させないでください。

- ② ペダルなし二輪遊具は、坂道や公道などでは使用が禁止されています。取扱説明書の内容を確認しましょう

ペダルなし二輪遊具の取扱説明書には使用が禁止されている場所の表示があり、坂道や公道などでは使用が禁止されています。保護者等は取扱説明書の内容をよく確認するとともに、身近にある危険な場所を把握しておきましょう。

- ③ ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、慣れた場所でも子どもから目を離さないようにしましょう

子どもは思わぬ行動を取ります。ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、使用が禁止されている場所に近づかせないよう、慣れた場所でも子どもから目を離さないようにしましょう。

- ④ 日常からヘルメットを必ず着用させましょう

ペダルなし二輪遊具を使用する場合には、取扱説明書に従って日常からヘルメットを着用させましょう。さらに、グローブ、プロテクターなどの保護具も併用するとよいでしょう。また、はだしやサンダルでは使用せず、靴をはいて使用しましょう。

●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容の詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。  
特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。  
商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。  
無断転載はお断りいたします。



独立行政法人  
**国民生活センター**

〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 TEL.042(758)3165 ●2014年9月発行

イラスト=川崎 敏郎

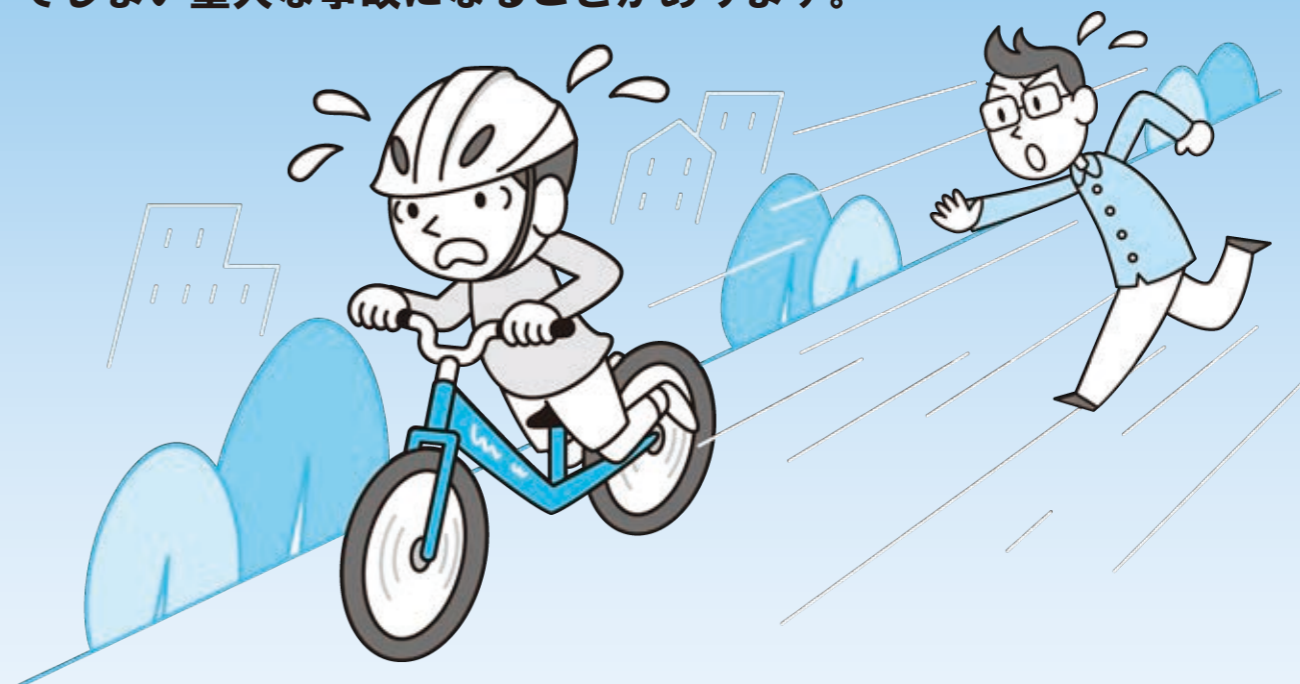
# くらしの危険

Number

321

## ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意

幼児を対象にした、自転車に乗る前にバランス感覚を養う遊具、いわゆるペダルなし二輪遊具が販売されています。この商品はペダルがついておらず、地面を蹴って走行する遊具ですが、取扱説明書で禁止されている急な坂道で使用してしまうと、速度がついてしまい重大な事故になることがあります。



## ペダルなし二輪遊具とは

まだ自転車に乗れない幼児がバランス感覚を養うための遊具として、トレーニングバイク、ランニングバイクといった名称で販売されている商品です。外観は自転車によく似ていますが、ペダルがついていないため自転車<sup>(\*)</sup>には該当しません。地面を蹴って走行し、足を使って減速するため、ブレーキがついていないものが主流です。重量は3kg程度と軽く、対象年齢は2歳以上とされているものが多く見られます。また、取扱説明書では公道での使用を禁止しています。

(\*) 道路交通法第2条十一の二では「自転車とはペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車」とされている。

# こんな事故が起きています

PIO-NET<sup>(\*2)</sup>や医療機関ネットワーク<sup>(\*3)</sup>には、ペダルなし二輪遊具での危害情報が寄せられています。特に、坂道での事故が目立ち、重症事故も起きています。

(\*2) 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベース(全国消費生活情報ネットワーク・システム)のことです。

(\*3) 生命または身体に被害が生じた消費生活上の事故情報を参照医療機関から収集し、国民への注意喚起などに活用することを目的としている事業です。(消費者庁と国民生活センターの共同事業、2010年12月より情報収集を開始)

**ケース 1** いつも遊んでいる公園に向かう途中、団地内のスロープを下ってしまった。スロープの先の縁石にぶつかり、前方の植え込みに放り出されたようで、植え込みの枝が顔面に刺さり重傷を負った。

(4歳、男児)

**ケース 2** 下り坂で転倒。いつもよりスピードがでてしまい自分では止められなかった様子、前方にスライディングする様に落ちた。前額部(ぜんがくぶ)に挫創(ざそう)<sup>(\*4)</sup>、左頬に腫脹(しゅちょう)<sup>(\*5)</sup>あり。

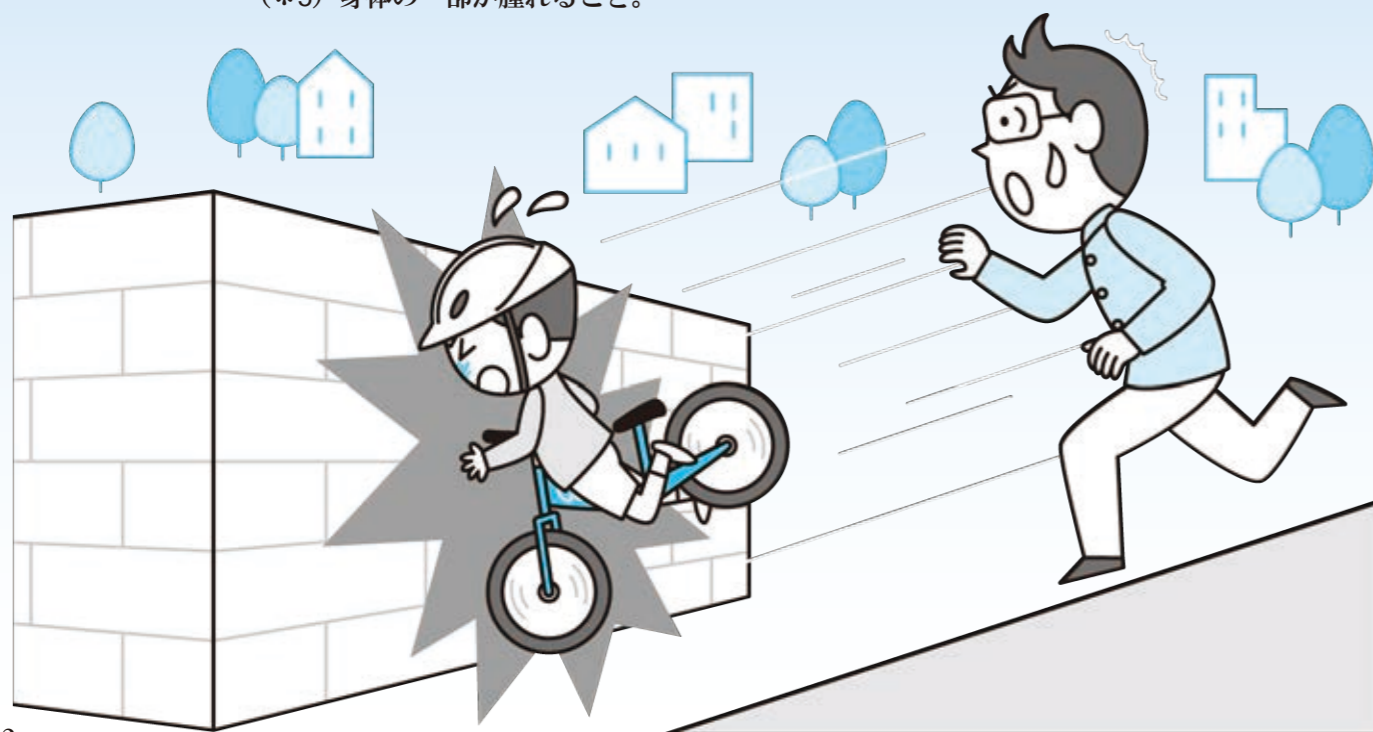
(事故発生年月2013年6月、3歳、女児)

**ケース 3** 坂道で乗っていて、止まれなくて壁に激突した。鼻と口唇に腫脹あり。擦過傷(さっかしょう)あり。

(事故発生年月2012年5月、4歳、男児)

(\*4) 外部からの強い刺激による傷で、皮膚が破れて縫合が必要な深い傷。

(\*5) 身体の一部が腫れること。



## 坂道で滑走した場合のスピードを調べました

市販のペダルなし二輪遊具4銘柄について、3歳児を想定したダミー人形を乗せて、傾斜10°のテスト用の坂道を5mと10m滑走させた時の速度を計測しました。

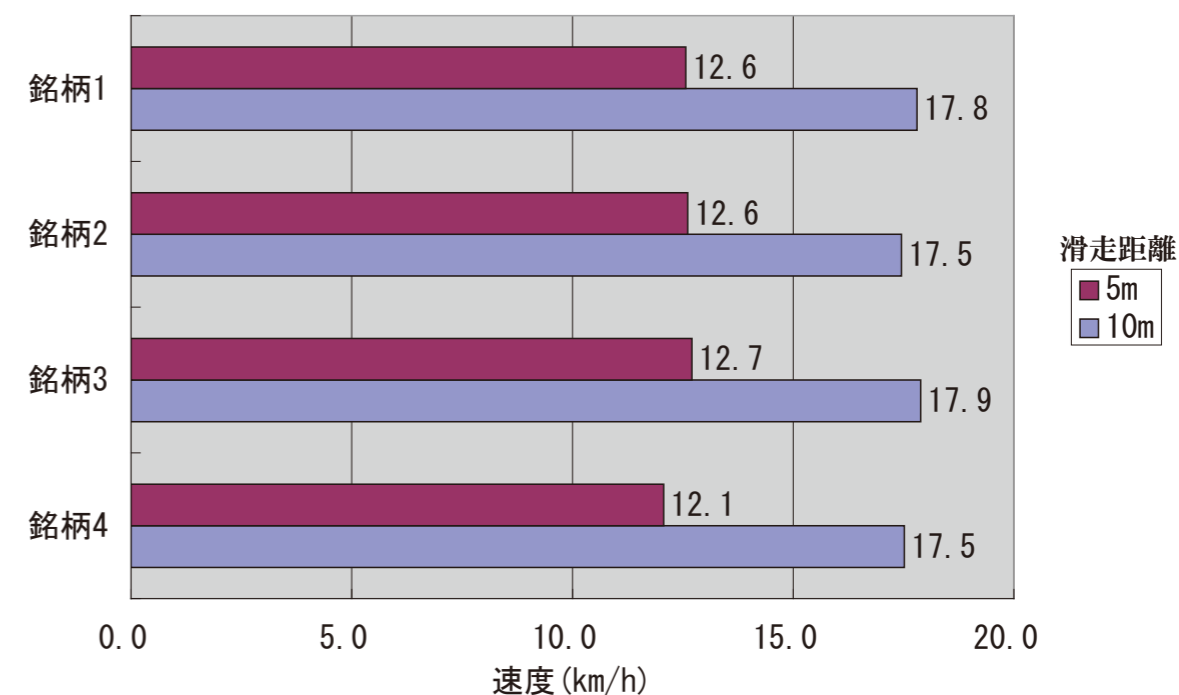
※検体は、テストのためにハンドル固定金具と補助輪を取り付けています。

● テストの結果、5m滑走した場合の速度は12.1~12.7km/h、10m滑走した場合の速度は17.5~17.9km/hでした。

★JIS D 9111 「自転車—分類及び諸元」においては、幼児用自転車<sup>(\*6)</sup>の常用速度は5~8km/h、一般用自転車(シティ車<sup>(\*7)</sup>)の常用速度は10~20km/hと規定されていることを考えると、傾斜10°の坂道を滑走した場合、わずか5m滑走ただけで一般の自転車と同程度の速度に達することが確認されました。

(\*6) 主に学齢前の幼児一人が日常遊戯用として用いる2輪の自転車

(\*7) 主に日常の交通手段およびレジャーに用いる短中距離、低中速走行用自転車



●このテストの詳細は(独)国民生活センターホームページ商品テスト結果「ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意—衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生—」で見ることができます。